

福岡市西部工場建替事業に係る
計 画 段 階 環 境 配 慮 書

—要約書—

令和3年10月

福 岡 市

目 次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1
1. 事業者の名称	1
2. 代表者の氏名	1
3. 主たる事務所の所在地	1
第2章 対象事業の目的及び内容	1
1. 事業の名称	1
2. 事業の種類	1
3. 事業計画立案の背景、経緯、必要性及び目的	1
4. 対象事業の規模	2
5. 事業実施想定区域及びその設定根拠	2
6. 事業計画及びその他の諸元	6
7. 工事計画の概要	8
8. 環境保全のための配慮事項	9
9. 複数案の内容	11
第3章 計画段階配慮事項の選定	13
1. 影響要因の抽出	13
2. 計画段階配慮事項の選定	13
第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果	17
1. 騒音（工事の実施：資材等運搬車両の走行）	17
2. 大気質（存在及び供用：施設の稼働）	20
3. 景観（存在及び供用：施設の存在）	31
第5章 総合評価	49

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1. 事業者の名称

福岡市

2. 代表者の氏名

福岡市長 高島 宗一郎

3. 主たる事務所の所在地

福岡市中央区天神1丁目8番1号

第2章 対象事業の目的及び内容

1. 事業の名称

福岡市西部工場建替事業

2. 事業の種類

ごみ焼却施設の新設の事業

3. 事業計画立案の背景、経緯、必要性及び目的

福岡市（以下「本市」という。）内で発生する可燃性ごみについては、西部工場、臨海工場、東部工場、福岡都市圏南部工場（以下「都市圏南部工場」という。）、玄界島焼却場の5施設において、焼却処理しています。このうち、西部工場については、平成4年度の稼働開始後、29年経過しており、ごみを燃やす燃焼設備や焼却によって発生したガスを冷却する設備、排ガス処理設備など、全体的に老朽化が進行しています。

安定的かつ効率的なごみ処理体制を確保するうえで、全市的な施設配置バランス等を踏まえ西部地区に一定規模の施設が必要であると考えられるため、新たなごみ処理基本計画（循環のまち・ふくおか推進プランー第5次福岡市一般廃棄物処理基本計画ー）の策定に合わせて、令和3年4月に西部工場再整備の検討に着手しました。

また、学識経験者等により構成される「西部工場再整備検討委員会」における意見を踏まえて、再整備の基本条件を明示する「西部工場再整備基本構想骨子」をとりまとめたところです。

本事業は、現西部工場を最大限に有効利用し、新工場を建設することにより「循環のまち・ふくおか推進プラン」での基本方針「① 都市特性を踏まえた循環型社会づくり」、「② イノベーションとコミュニティによる地域循環共生圏の創造」、「③ 持続可能なライフスタイルとビジネススタイルへの転換」、「④ 適正処理の更なる推進」を見据えたごみ処理体制を構築することを目的とするものです。

4. 対象事業の規模

「循環のまち・ふくおか推進プラン」のごみ減量施策による効果と今後の人口増加等を見込んで推計した要焼却処理量、本市における可燃ごみの発生量の分布及び収集運搬効率、並びに安定的に施設を稼働させるために必要な整備日数と災害廃棄物の処理等に対応するための焼却余力を考慮し、算出しました。

① 新工場で処理すべき可燃ごみ量の予測

新工場で処理すべき可燃ごみ量は、約 500t/日としました。

② 計画稼働率

毎年の定期修理など必要な整備等による停止期間等を確保するため、計画稼働率は 73.6%としました。

③ 災害廃棄物等に対応するための焼却余力

国の指針を踏まえ、可燃ごみ量の 10%の焼却余力を確保することで、本市で想定されるリスクに対応可能としました。

これらの条件から、施設規模は最大 750 t /日を想定しています。

5. 事業実施想定区域及びその設定根拠

1) 事業実施想定区域及び周囲概況

事業実施想定区域（面積：約14.4ha）は、福岡市西区大字拾六町及び今宿青木に位置し、都市計画ごみ焼却場となっています。その区域内には、現在、現西部工場と不燃性ごみ破碎選別処理施設である西部資源化センターが稼働しています。また、区域の北西から南には山林地域（市街化調整区域）が拡がり、北東から南東には、主として住宅などの市街化区域が拡がっています（図2.5-1参照）。

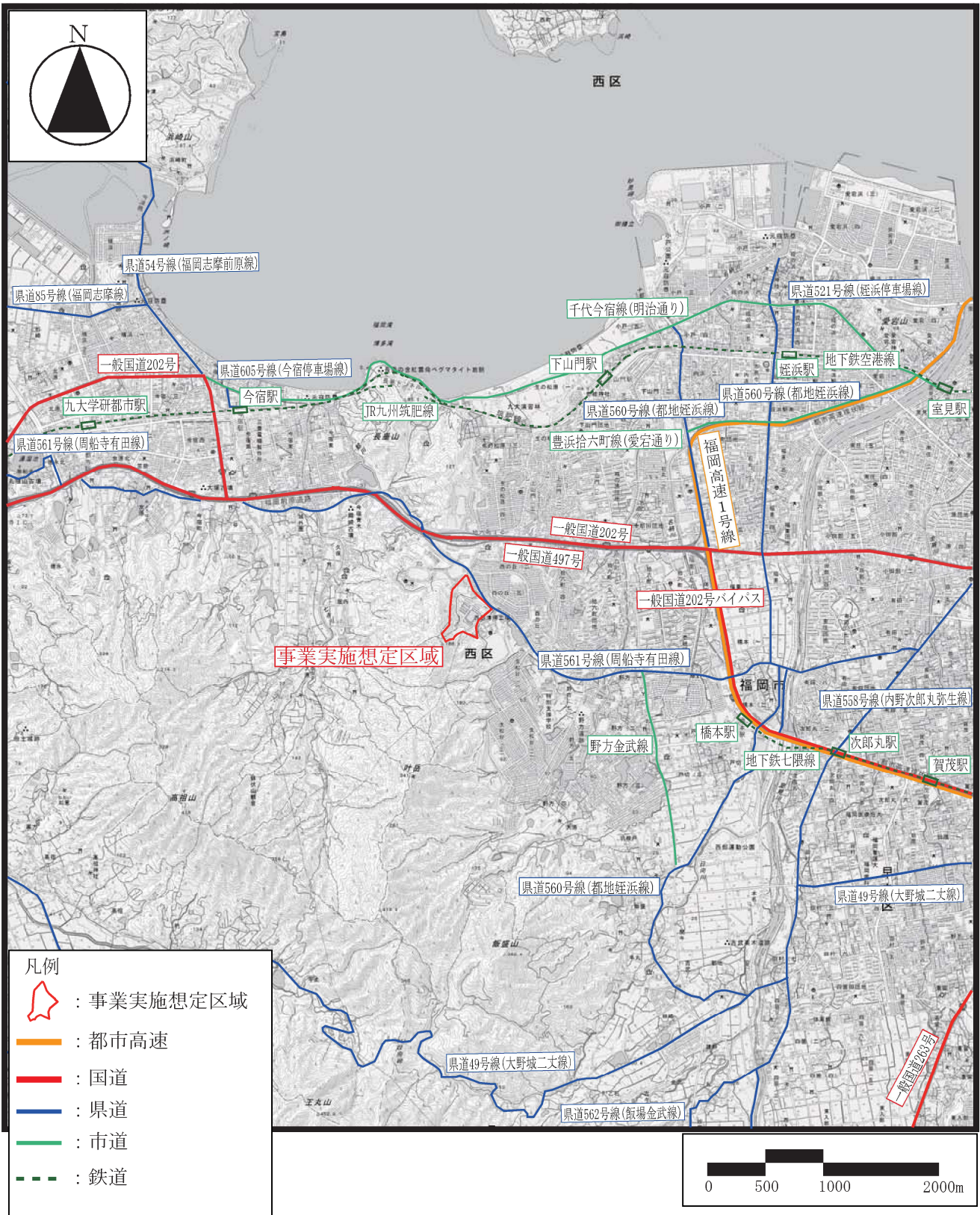


図 2.5-1(1/2) 事業実施想定区域の位置

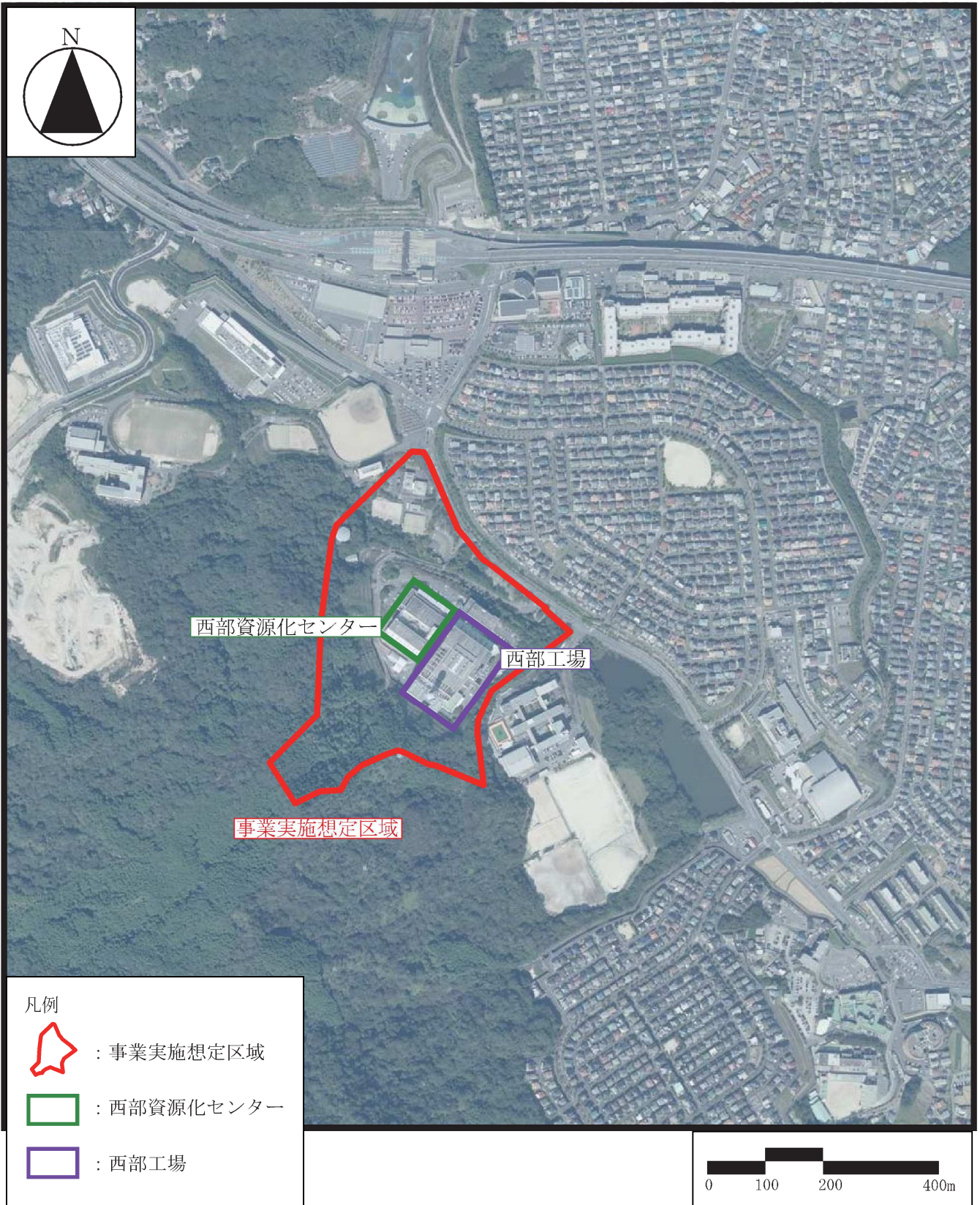


図 2.5-1 (2/2) 事業実施想定区域の位置

2) 事業実施想定区域の設定根拠

東部工場、臨海工場は本市域の東側に、都市圏南部工場は、本市の南に隣接する春日市に位置しています。可燃ごみの発生量の分布を考慮し、効率的な収集・運搬による環境負荷の低減が可能な処理体制を構築するためには、本市西部地区にごみ焼却施設が必要です（図 2.5-2 参照）。

このような状況のもと、本市西部地区において、

- ・大規模な造成により環境を改変することなく、必要な規模の施設が建設可能である。
- ・道路、電気及び水道等のインフラが整備されている。

などの観点から、現西部工場敷地を事業実施想定区域としました。

また、稼働後の近隣住宅等への日照・景観等の影響や維持管理性等を考慮し、現有施設である西部資源化センターを解体・撤去した後、現西部工場に代わるごみ焼却施設の整備を計画するに至ったものです。

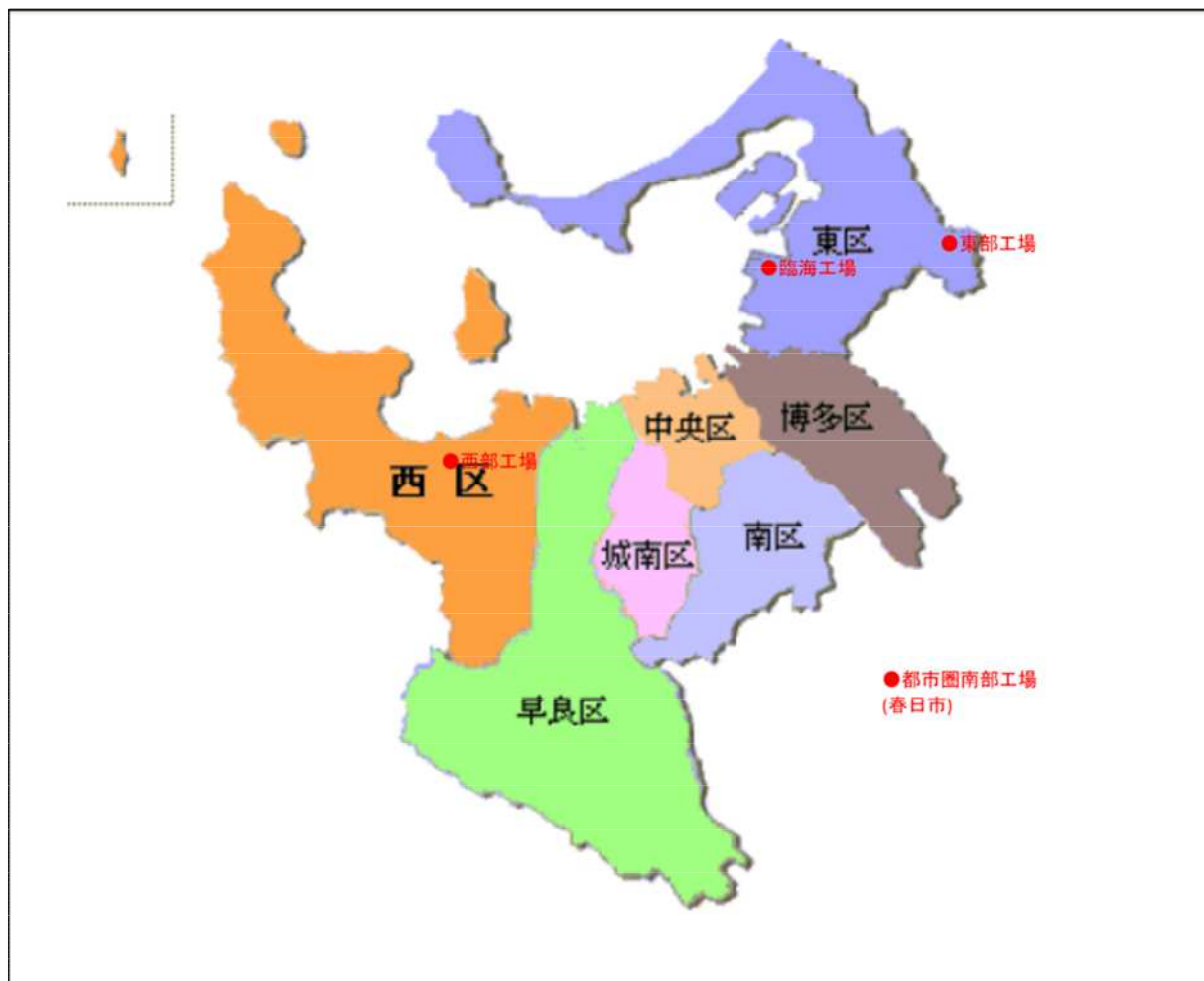


図 2.5-2 既存施設の位置

出典：福岡市ホームページ（西区の概要）を加工して作成

6. 事業計画及びその他の諸元

1) 施設の種類、規模、構造

事業実施想定区域に建替えるごみ焼却施設（以下、「計画施設」という。）の諸元は、表 2.6-1 に示すとおりです。

表 2.6-1 計画施設の諸元

施設の種類	項目	計画諸元
ごみ焼却施設 (エネルギー回収型 廃棄物処理施設)	処理能力	最大750t/日
	処理方式	未定
	処理対象ごみ	可燃ごみ、選別残渣等
	ごみピット	貯留容量未定（地下構造物となる）
	排ガス処理設備	有害ガス除去装置（詳細未定）
	構造	鉄骨造、鉄筋コンクリート造、 鉄骨鉄筋コンクリート造（詳細未定）
	煙突高さ	80mもしくは100m
	熱回収方法	廃熱ボイラ方式
	給水設備	生活用：上水 プラント用：上水、雨水、湧水、再使用水（関連施設排水）等（詳細未定）
	排水処理設備	ごみ汚水：炉内噴射（詳細未定） プラント系排水、関連施設排水：極力再利用、余剰分下水道放流（詳細未定）
	運転計画	24時間連続運転
	稼働目標年度	令和13年度頃

2) 処理方式の選定

処理方式の選定は今後の検討によります。

3) 煙突出口の排ガス排出基準

煙突出口の排ガス排出基準は、今後の施設整備に係る基本計画において策定することとしています。

参考として、市内で発生する一般廃棄物を処理する焼却施設のうち、最新施設である都市圏南部工場での煙突出口の排ガス排出基準を表2.6-2に示します。計画施設においても同等以下の自主基準値とする計画です。

表2.6-2 既存施設の煙突出口の排ガス排出基準

項目		煙突出口の排ガス 排出基準	法規制値
排ガス	硫黄酸化物(SO _x)	ppm	30
	ばいじん	g/m ³ N	0.01
	窒素酸化物(NO _x)	ppm	100
	塩化水素(HCl)	ppm	30
	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	0.1
	水銀	μg/m ³ N	25

注：1) 都市圏南部工場のK値：17.5、現西部工場のK値：8.76

4) 排ガス処理設備

排ガス処理設備は、有害ガス除去装置を備える計画ですが、その内容は、今後の施設整備に係る基本計画において再度検討することとしています。

5) 給排水計画

給水について、生活用として上水、プラント用として上水、雨水等を利用し、排水については、排水処理設備において適切な処理を行い、循環利用を図ることを基本とし、余剰なものについてのみ下水道放流する計画です。詳細は今後の施設整備に係る基本計画において策定することとしています。

6) 廃棄物運搬車両の主要走行ルート

廃棄物運搬車両は、図2.6-1に示すとおり、県道561号線（周船寺有田線）を西から走行するルート、国道202号高崎交差点から県道561号線（周船寺有田線）、もしくは国道202号バイパス橋本西交差点から県道561号線（周船寺有田線）を通るルートを使用します。

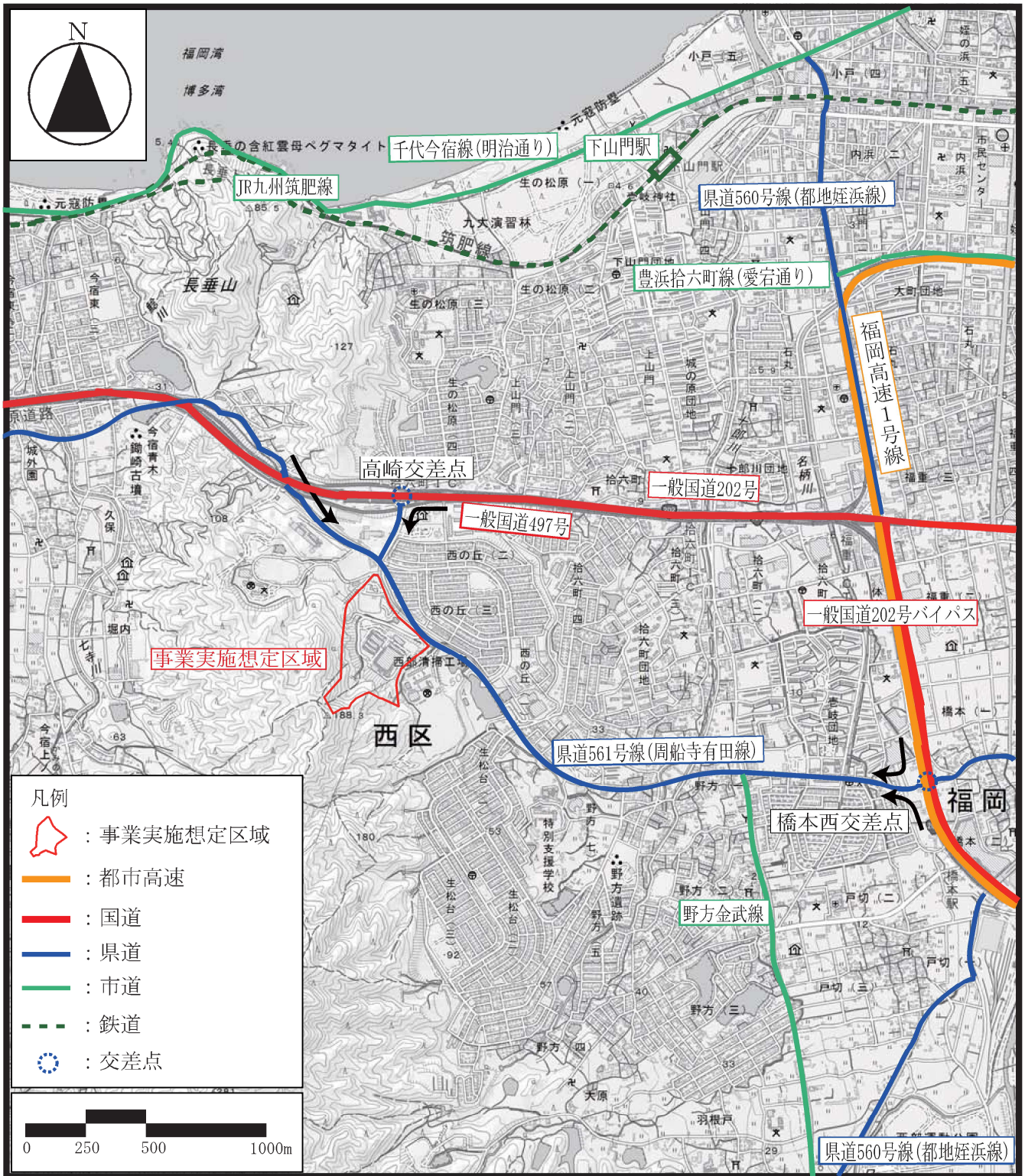


図2.6-1 廃棄物運搬車両の主要走行ルート

7. 工事計画の概要

本対象事業の工事は、表 2.7-1 に示すとおり、計画施設建設のための西部資源化センター解体工事、土木・建築工事、プラント設備工事及び外構工事、並びに計画施設稼働後の現西部工場解体工事を想定しています。

工事関係車両の主要走行ルートは、図 2.6-1 に示した廃棄物運搬車両と同様、県道 561 号線（周船寺有田線）を西から走行するルート、国道 202 号高崎交差点から県道 561 号線（周船寺有田線）、もしくは国道 202 号バイパス橋本西交差点から県道 561 号線（周船寺有田線）を通るルートを使用します。

工事に際しては、その内容を考慮して、大気汚染防止対策、騒音・振動防止対策、水質汚濁対策等を今後において検討します。

表 2.7-1 工事の内容

項目		工事内容
解体工事		計画施設建設工事に先立ち、西部資源化センターを解体・撤去します。また、計画施設の稼働後、現西部工場を解体・撤去します。
計画施設建設工事	土木・建築工事	土木・建築工事としての工場棟、煙突等の工事は、建設機械による土の掘削、杭・コンクリートの打設、クレーンによる鉄骨組立を行います。
	プラント設備工事	土木・建築工事と並行してプラント設備工事を実施します。プラント機器は、トラックにより搬入し、組み立て、据え付けはクレーン等を用いて行います。
	外構工事	場内道路の整備、場内排水設備、門扉、囲障、外灯等の設備や植栽等を行います。
	試運転	プラント設備工事完了後に試運転を行い、処理能力及び公害防止機能等を確認します。

8. 環境保全のための配慮事項

1) 工事の実施

① 大気汚染防止対策

資材等の運搬による影響

- ・資材等運搬車両は、速度や積載量等の交通規制を遵守します。
- ・資材等運搬車両が集中しないよう搬入時期・時間、搬入ルート分散化に努めます。
- ・工事関係者は極力相乗りとすることにより、出入り車両台数の抑制に努めます。
- ・資材等運搬車両のタイヤに付着した土砂等は、必要に応じてタイヤ洗浄機や高圧洗浄機を用いて洗浄します。

建設機械の稼働による影響

- ・建設機械は、極力排ガス対策型(低公害型)の建設機械を使用します。
- ・構内には可能な限り鉄板を敷き、清掃、散水により、粉じんの発生を防止します。また、仮囲いを設置し粉じんの拡散を防止します。

② 騒音・振動防止対策

資材等の運搬による影響

- ・資材等運搬車両は、速度や積載量等の交通規制を遵守します。
- ・資材等運搬車両が集中しないよう搬入時期・時間、搬入ルート分散化に努めます。
- ・工事関係者は極力相乗りとすることにより、出入り車両台数の抑制に努めます。

建設機械の稼働による影響

- ・特定建設作業は、原則として日・祝日を除く8時～17時の間とし、早朝・夜間は、騒音、振動を発生させる作業は実施しません。
(騒音規制法、振動規制法に基づく特定建設作業の実施可能時間帯は、7時～19時とされています。)
- ・建設機械は、低騒音型、低振動型の建設機械を使用します。
- ・建設機械は、運転する際に必要以上の暖機運転(アイドリング)をしないよう、運転手への指導を徹底します。
- ・建設機械の配置に配慮し、また、工事時期の集中を避け、騒音、振動の低減に努めます。
- ・仮囲いを設置し、騒音の低減に努めます。

③ 水質汚濁対策

建設機械の稼働による影響

- ・工事中の降雨により発生した濁水は、沈砂池等において浮遊物質を処理した後、河川へ放流します。

④ 地下水、地盤対策

建設工事の実施

- ・必要に応じて遮水性の高い山留め壁を構築し、地下水の湧出、流出を抑制し、地盤を安定させます。

⑤ 廃棄物の排出等

建設工事の実施

- ・建設工事に伴い発生する廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等の関係法令を遵守し、適正な処理、処分を実施するとともにリサイクルに努めます。
- ・有効利用推進のための分別排出を徹底し、現場作業員への周知の徹底及び適切な指導を行います。

2) 施設の存在、供用

① 大気汚染防止計画

施設の稼働

- ・計画施設からの排ガスは、大気汚染防止法等で規制されている排出基準を踏まえた本施設の自主規制値を設定し、遵守します。
- ・排ガス中の窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、一酸化炭素などの連続測定により適切な運転管理を行います。
- ・排ガス中の大気汚染物質の濃度は、関係法令に基づき定期的に測定するとともに、結果を公表します。

② 騒音・振動防止計画

施設の稼働

- ・大きな騒音を発生させる機器等は、専用室に設置し、壁面の吸音処理などの対策を講じます。
- ・振動の発生源である機器には防振対策を講じ、また、それらの機器に接続する配管・ダクト類についても可とう継手、振れ止め等により、構造振動の発生を抑制します。
- ・躯体構造の高剛性化等による防音・防振対策を実施します。
- ・日常点検等の実施により、設備の作動を良好な状態に保ちます。

③ 悪臭防止計画

施設の稼働

- ・ごみピットには、車両感知式投入扉を設置し、ごみ投入時以外は扉を閉鎖することにより臭気の漏洩を防止します。
- ・ごみピットから発生する臭気は、ピット内の空気を燃焼空気として吸引することにより、ピット内を負圧に保ち臭気が外部に漏れることを防止します。

④ 水質汚濁防止計画

施設の稼働

- ・施設からの排水は、処理後できるだけ再利用に努め、余剰分のみ下水道排除基準を遵守し、下水道放流とします。

⑤ 景観への配慮

施設の存在

今後の施設整備に係る基本計画や施設設計において、以下に示す事項に配慮します。

- ・規模・配置
背景となる山並みや自然環境に溶け込み、調和するようなデザインとするため、圧迫感の軽減に配慮した高さ・規模とし、背景の山並みに配慮した配置とします。
- ・形態・意匠
周辺の自然環境と調和するものとするため、施設の前面は緑化に努めるなど、周辺からの見え方に配慮します。
- ・色彩
背景の山並みになじむよう、色彩（色相、明度、彩度）に配慮します。

⑥ 廃棄物の排出等

施設の稼働

- ・経済性および効率性を踏まえ廃棄物の再利用・再資源化に努めます。
- ・廃棄物の搬出は、飛散防止のために覆い等を設けた適切な運搬車両を用います。

9. 複数案の内容

1) ゼロ・オプションの検討

「3. 事業計画立案の背景、経緯、必要性及び目的 (p1 参照)」に示したとおり、安定的かつ効率的なごみ処理体制を確保するためには、施設の建替は必要不可欠であることから、ゼロ・オプション（当該事業を実施しない案）は設定していません。

2) 対象事業実施想定区域の位置および規模の複数案の検討

事業実施想定区域は、「5. 事業実施想定区域及びその設定根拠 2) 事業実施想定区域の設定根拠 (p. 5 参照)」に示しましたとおり、本市可燃ごみの発生量の分布を考慮した効率的な収集・運搬、処理体制を構築する必要があること、本市西部地区において、大規模な造成などにより環境を改変することなく、必要な規模の施設が建設可能であることなどを踏まえ、現西部工場敷地を事業実施想定区域に選定し、西部資源化センターがある場所に、新西部工場の整備を計画するに至ったものであり、西部資源化センターを解体・撤去した後の平地の形状を考慮し、計画施設の位置は現西部工場と並行に配置する単一案としました。

なお、現在の管理棟については、再利用の可能性を今後において検討します。

対象事業の規模は、「4. 対象事業の規模 (p. 2 参照)」に示しましたとおり、「循環のまち・ふくおか推進プラン」による今後の要焼却処理量の推移を踏まえ、処理能力バランスや災害時にも対応可能なごみ処理体制の確保の観点から設定しているため、単一案としました。

3) 複数案を設定する項目

複数案を設定する項目は表 2.9-1 及び図 2.9-1 に示すとおり、煙突の高さ、煙突の位置の 2 項目としました。

(1) 煙突の高さ

処理能力が同規模である現西部工場の煙突高 80m で問題は生じていませんが、高くすることにより、煙突からの排ガスがより拡散し、大気質への影響の低減が見込まれます。一方で、煙突を高くすることで、景観への影響が懸念されることから、大気質及び景観への影響を検討するため、現西部工場の煙突高さ 80m と、より高くした場合として他都市における同規模の処理能力で実績のある 100m の 2 案としました。

(2) 煙突の位置

西部資源化センターを解体・撤去した後の平地の形状および計画施設の配置を踏まえ、煙突が設置可能な計画施設の西側と南側の 2 案としました。

表 2.9-1 複数案の設定

区分	A 案	B 案
概要	事業実施想定区域に立地する計画施設の位置、大きさ（縦130m、横75m、高さ（プラットフォーム部20m、ごみピットから排ガス処理施設部45m））は同一とする。	
	煙突を計画施設の南側に配置する。	煙突を計画施設の西側に配置する。
煙突高80m	A-1	B-1
100m	A-2	B-2

注：計画施設の大きさは、本市既存工場を参考にした現時点での想定であり、今後において検討します。

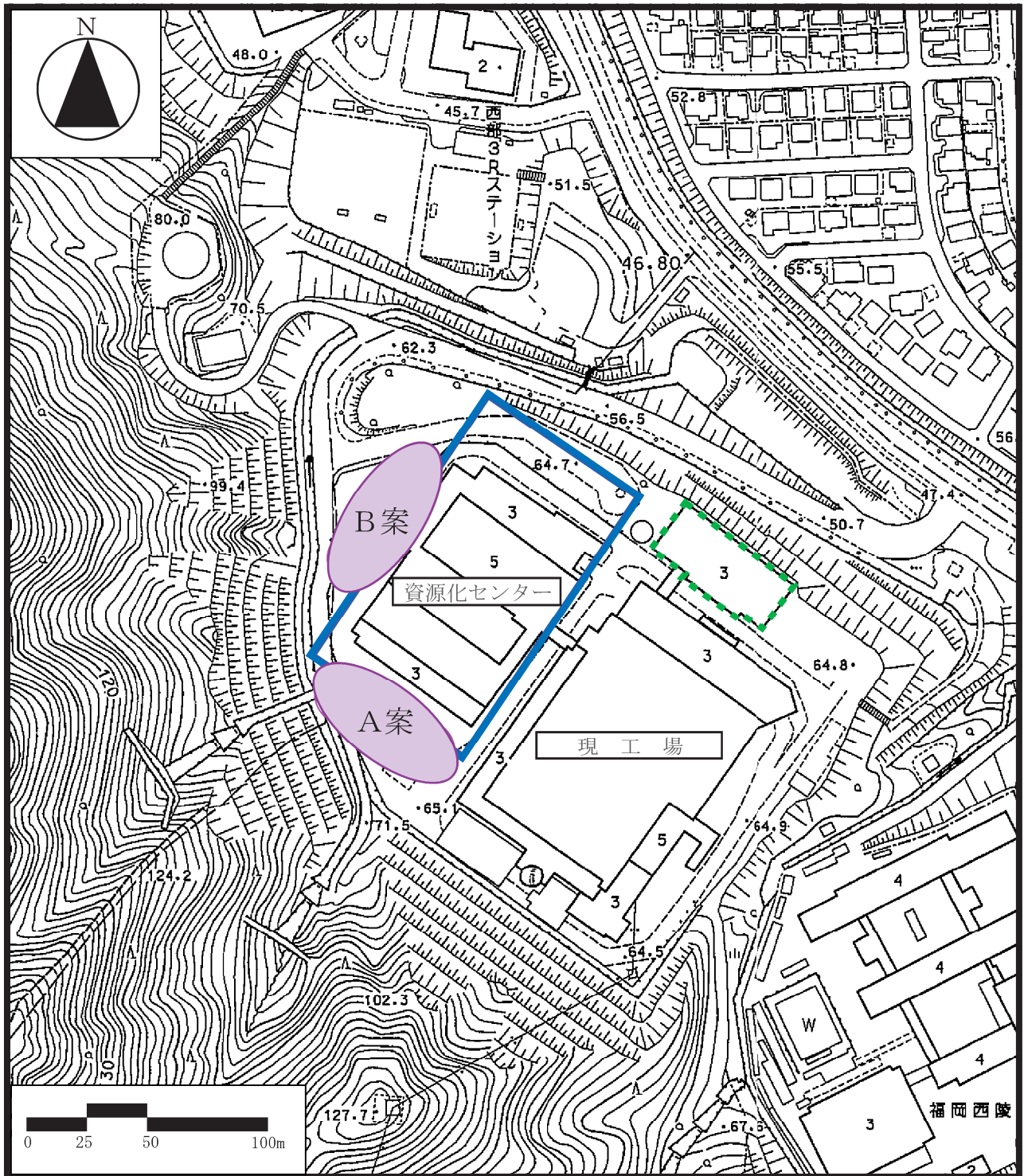


図 2.9-1 複数案の設定

第3章 計画段階配慮事項の選定

計画段階配慮事項は、「福岡市環境影響評価技術指針」（平成 11 年 3 月 29 日）（以下「技術指針」という。）に基づき設定しました。

1. 影響要因の抽出

対象事業に係る環境影響の要因（以下「影響要因」という。）について、想定される事業特性を整理したうえで、抽出しました（表 3.1-1 参照）。

表 3.1-1 影響要因の抽出

事業の種類	影響要因		想定される事業特性
ごみ焼却施設の新設の事業	工事の実施	建設工事の実施 （建設機械の稼働）	・ 現有施設の解体、計画施設の建設工事を実施するため、各種建設機械が稼働します。
		資材等運搬車両の走行	・ 工事用の資材及び機械の搬出入に際して、資材等運搬車両が、現有施設の解体工事に際して、解体工事関連車両が走行します。
	存在・供用	施設の存在	・ 現有施設に代わって計画施設が出現します。
		施設の稼働	・ 計画施設が稼働します。
		廃棄物運搬車両の走行	・ 計画施設への廃棄物運搬車両が走行します。

2. 計画段階配慮事項の選定

技術指針によると、計画段階配慮事項は、影響要因と環境要素の関係及び環境に及ぼす影響の重大性を検討し、事業特性や地域特性に応じて、環境影響評価を実施する段階で回避・低減が困難と考えられる環境影響、影響が不可逆的である環境影響、または長期間である環境影響等の重大な環境影響のおそれのある項目を選定することとされています。

本事業は、工事が長期間に及ぶこと、計画施設は 20 年以上の稼働が想定されることから、工事の実施、存在・供用ともに選定の検討範囲とし、計画段階配慮事項は重大な影響が生じる可能性を確認する観点から調査、予測及び評価を行う必要のある環境要素を選定しました。

抽出した影響要因と選定した調査、予測及び評価を行う必要のある環境要素（計画段階配慮事項）の関係は表 3.2-1 に示すとおりです。

また、計画段階配慮事項の項目及びその選定・非選定理由は表 3.2-2 及び表 3.2-3 に示すとおりです。

なお、ここでの選定は、重大な影響が生じる可能性を確認する観点から行ったものであり、表 3.2-2 及び表 3.2-3 において選定しなかった項目について、方法書以降の手続きにおいても選定しないことを意味するものではありません。方法書段階では、環境影響の未然防止、あるいは低減など、環境保全の見地から、環境影響評価項目を選定します。

表 3.2-1 抽出した影響要因と選定した環境要素（計画段階配慮事項）の関係

環境要素				影響要因		工事の実施		存在・供用		
				建設工事の実施 (建設機械の稼働)	資材等運搬車両の走行	建設工事の実施 (建設機械の稼働)	資材等運搬車両の走行	施設の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両の走行
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素					○		
			二酸化硫黄					○		
			浮遊粒子状物質					○		
			有害物質					○		
	騒音	騒音		○						
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観					○				

注：○は選定した環境要素を示します。

表 3.2-2(1/2) 計画段階配慮事項の選定理由（工事の実施）

環境要素の区分		計画段階配慮事項の選定理由		選定項目
		事業特性	地域特性	
大気環境	騒音	<ul style="list-style-type: none"> ・工事関連の車両は、解体工事中が最も多く、その台数は最大410台/日と想定されます。また、近隣の幹線道路では環境基準を超過していることから、解体工事関連車両の走行に伴う騒音について、計画段階配慮事項として選定しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺に住居系土地利用、高等学校が存在します。 ・自動車騒音について、一般国道202号（西区今宿青木1020-1）では、経年的に環境基準を超過しており、一般国道202号（西区拾六町5丁目）においても環境基準を超過していました。その他、都地姫浜線の2地点では環境基準以下でした。 	○

表 3.2-2(2/2) 計画段階配慮事項の選定理由（存在・供用）

環境要素の区分		計画段階配慮事項の選定理由		選定項目
		事業特性	地域特性	
大気環境	大気質	<ul style="list-style-type: none"> ・煙突排ガスによる周辺環境への影響は、排出ガス条件によって現況から変化する可能性があり、複数案間においても影響の程度の差が考えられることから、計画段階配慮事項として選定しました。 ・廃棄物運搬車両の走行については、現状と同様のルートを使用する計画であり、新たに重大な環境影響が生じるものではないと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺に住居系土地利用、高等学校が存在します。 ・大気質について、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、ダイオキシン類について環境基準を達成しています。また、水銀は西新において指針値を満足しています。ただし、光化学オキシダントについては、環境基準を達成していませんでした。 	○
景観		<ul style="list-style-type: none"> ・現有施設に代わって計画施設が出現し、住民生活の場などからの距離が近づく場合もあることから、眺望景観に影響を生じる可能性があり、複数案間においても影響の程度の差が考えられることから、計画段階配慮事項として選定しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業想定区域周辺では、小戸公園（小戸展望台）、生の松原、愛宕神社、長垂海浜公園等が景観資源及び主要な眺望点としてあげられます。 	○

表 3.2-3(1/2) 計画段階配慮事項の非選定理由（工事の実施）

環境要素の区分		計画段階配慮事項の非選定理由		選定項目
		事業特性	地域特性	
大気環境	大気質	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働、資材等運搬車両の走行による大気質、振動への影響について、第2章に示した環境保全のための配慮により、環境影響の低減が図られ、事業実施想定区域の北東から南東に位置する住居、高等学校や資材等運搬車両の主要走行ルートなどに対して、重大な環境影響が生じるものではないと考えられます。 超低周波音を発生させる工事は想定していません。 悪臭を発生させる工事は想定していません。 その他の大気環境に重大な環境影響が生じるものではないと考えられます。 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺に住居系土地利用、高等学校が存在します。 大気質について、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、ダイオキシン類について環境基準を達成しています。また、水銀は西新において指針値を満足しています。ただし、光化学オキシダントについては、環境基準を達成していませんでした。 道路交通振動の測定結果、一般国道202号（西区今宿青木1020-1）では、経年的に要請限度以下でした。 事業実施想定区域周辺において悪臭の発生源はみられません。 	—
	超低周波音			—
	振動			—
	悪臭			—
	その他の大気環境			—
水環境	水質（水の濁り）	<ul style="list-style-type: none"> 水の濁りについて、環境保全のための配慮により、環境影響の低減が図られ、十郎川水域、七寺川水域の水質、利水に重大な環境影響が生じるものではないと考えられます。 底質に重大な環境影響が生じるものではないと考えられます。 掘削工事に際しては、必要に応じて遮水性の高い山留め壁を構築し、地下水の湧出、流出を抑制するため、重大な環境影響が生じるものではないと考えられます。 その他の水環境に影響を及ぼす工事は想定していません。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施想定区域周辺では博多湾へ注ぐ十郎川水域、七寺川水域が存在しています。 十郎川（壱岐橋）、七寺川（上鯉川橋）におけるBOD（75%値）についての経年変化は、概ね横ばいであり、過去5年間でいずれも環境基準を達成しています。また、令和元年度における生活環境項目、ダイオキシン類の測定の結果、十郎川（壱岐橋）では、海水の影響により、ふっ素、ほう素が環境基準を上回っていますが、その他の項目は環境基準を満足しています。七寺川（上鯉川橋）では、すべての項目で環境基準を満足しています。 底質について、暫定除去基準が定められている総水銀、PCBは、ともに基準を満足しています。また、ダイオキシン類について、環境基準を満足しています。 十郎川、七寺川において、農業用水としての利用がみられます。 地下水について、令和元年度では、継続監視調査において、今宿駅前トリクロロエチレンが環境基準を上回っていました。 	—
	底質			—
	地下水			—
	その他の水環境			—
土壌環境・その他の環境	地形・地質	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な切土、盛土を伴う工事は想定していません。 掘削工事に際しては、必要に応じて山留め壁を構築し、切梁支保工等を設け山留め壁を補強することにより地盤を安定させることから、重大な環境影響が生じるものではないと考えられます。 土壌汚染の原因となる工事は想定していません。 その他の環境（日照障害、風況、シャドーフリッカー、反射光）に重大な環境影響が生じるものではないと考えられます。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施想定区域周辺に重要な地形・地質は存在しません。 事業実施想定区域に活断層等は存在しません。 地盤沈下について、事業実施想定区域周辺において報告はみられません。 事業実施想定区域周辺に地下水の揚水が規制される地域はありません。 ダイオキシン類について、令和元年度に西区内において調査が実施されており、環境基準を下回っています。 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域について、西区内では、これまでに3箇所において指定されましたが、うち2箇所はすでに解除されています。 	—
	地盤			—
	土壌			—
	その他の環境			—
動物、植物、生態系	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な造成工事は行わないことから、重大な環境影響は生じるものではないと考えられます。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施想定区域はすでに現有施設が稼働しています。 	—	
景観	<ul style="list-style-type: none"> 景観資源及び主要な眺望点を改変する工事は想定していません。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施想定区域周辺では、小戸公園（小戸展望台）、生の松原、愛宕神社、長垂海浜公園等が景観資源及び主要な眺望点としてあげられます。 	—	
人と自然との触れ合い活動の場	<ul style="list-style-type: none"> 自然との触れ合いの場を改変する工事は想定していません。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施想定区域周辺では、野方遺跡（野方中央公園）、今宿野外活動センター（叶岳ハイキングコース）、西区ウォーキングコース（壱岐エリア、今宿エリア、下山門エリア）などが、人と自然との触れ合いの場となっています。 	—	
廃棄物等	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物等は再利用、再生利用及び関係法令に基づき適正に処理・処分します。 	—	—	
温室効果ガス等	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働、資機材運搬車両の走行により温室効果ガスである二酸化炭素が発生するものの、重大な環境影響は生じるものではないと考えられます。 	—	—	

表 3.2-3(2/2) 計画段階配慮事項の非選定理由（存在・供用）

環境要素の区分	計画段階配慮事項の非選定理由		選定項目	
	事業特性	地域特性		
大気環境	騒音	<ul style="list-style-type: none"> ・計画施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音並びに振動について、環境保全のための配慮により、環境影響の低減が図られ、事業実施想定区域の北東から南東に位置する住宅、高等学校などに対して、重大な環境影響が生じるものではないと考えられます。 ・廃棄物運搬車両の走行については、現状と同様のルートを使用する計画であり、新たに重大な環境影響が生じるものではないと考えられます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺に住居系土地利用、高等学校が存在します。 ・自動車騒音について、一般国道202号（西区今宿青木1020-1）では、経年的に環境基準を超過しており、一般国道202号（西区拾六町5丁目）においても環境基準を超過していました。その他、都地姫浜線の2地点では環境基準以下でした。 ・道路交通振動の測定結果、一般国道202号（西区今宿青木1020-1）では、経年的に要請限度以下でした。 ・事業実施想定区域周辺において悪臭の発生源はみられません。 	—
	超低周波音			—
	振動			—
	悪臭			—
	その他の大気環境			—
水環境	水質（水の汚れ、水の濁り、富栄養化、有害物質）	<ul style="list-style-type: none"> ・生活排水は、十郎川水域、七寺川水域に放流せず、下水道放流とします。プラント排水は、排水処理設備において適切な処理を行い、循環利用を図ることを基本とし、余剰なものについてのみ下水道放流とします。 ・底質に重大な環境影響が生じるものではないと考えられます。 ・ごみピットは地下構造物により設ける予定ですが、地下構造物は地下水の流況に重大な環境影響が生じるものではないと考えられます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施想定区域周辺では博多湾へ注ぐ十郎川水域、七寺川水域が存在しています。 ・十郎川（壱岐橋）、七寺川（上鯉川橋）におけるBOD（75%値）についての経年変化は、概ね横ばいであり、過去5年間でいずれも環境基準を達成しています。また、令和元年度における生活環境項目、ダイオキシン類の測定の結果、十郎川（壱岐橋）では、海水の影響により、ふっ素、ほう素が環境基準を上回っていますが、その他の項目は環境基準を満足しています。七寺川（上鯉川橋）では、すべての項目で環境基準を満足しています。 ・底質について、暫定除去基準が定められている総水銀、PCBは、ともに基準を満足しています。また、ダイオキシン類について、環境基準を満足しています。 ・十郎川、七寺川において、農業用水としての利用がみられます。 ・地下水について、令和元年度では、継続監視調査において、今宿駅前トリクロロエチレンが環境基準を上回っていました。 	—
	底質			—
	地下水			—
	その他の水環境			—
土壌環境・その他の環境	地形・地質	<ul style="list-style-type: none"> ・地形及び地質に重大な環境影響が生じるものではないと考えられます。 ・現有施設では湧水、井水をプラント用水として利用しています。計画施設において、現在の利用量を大きく上回る計画は行いません。 ・大気汚染防止に係る環境保全のための配慮により、施設の稼働に伴う土壌について、環境影響の低減が図られ、重大な環境影響が生じるものではないと考えられます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施想定区域周辺に重要な地形・地質は存在しません。 ・事業実施想定区域に活断層等は存在しません。 ・地盤沈下について、事業実施想定区域周辺において報告はみられません。 ・事業実施想定区域周辺において地下水の揚水が規制される地域はありません。 ・ダイオキシン類について、令和元年度に西区内において調査が実施されており、環境基準を下回っています。 ・土壌汚染対策法に基づく形質変更要届出区域について、西区内では、これまでに3箇所において指定されましたが、うち2箇所はすでに解除されています。 	—
	地盤			—
	土壌			—
	その他の環境			—
動物、植物、生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・動物・植物、生態系に重大な環境影響を生じるものではないと考えられます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施想定区域はすでに現有施設が稼働しています。 	—	
人と自然との触れ合い活動の場	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物運搬車両の走行については、現状と同様のルートを使用する計画であり、新たに重大な環境影響が生じるものではないと考えられます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施想定区域周辺では、野方遺跡（野方中央公園）、今宿野外活動センター（叶岳ハイキングコース）、西区ウォーキングコース（壱岐エリア、今宿エリア、下山門エリア）などが、人と自然との触れ合いの場となっています。 	—	
廃棄物等	<ul style="list-style-type: none"> ・灰等の廃棄物については、関係法令に基づき適正処理・処分します。 	—	—	
温室効果ガス等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の供用に伴い温室効果ガスが発生しますが、計画施設では高効率発電を計画しており、温室効果ガスの発生量の削減に寄与すると考えられます。 	—	—	